



レンジ台付収納庫の認定基準及び基準確認方法

通商産業大臣承認 3 産第 2786 号・平成 3 年 7 月 18 日

製品安全協会

レンジ台付収納庫専門部会専門委員名簿

(50音順、敬称略)

	氏名	所属
(部会長)	南野 竹男	南野技術事務所
(委員)	石井 栄子	主婦連合会
	内田 玲子	社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会
	大西 忠	通商産業省通商産業検査所商品テスト部安全監督課
	神谷 典孝	通商産業省工業技術院標準部繊維化学規格課
	川當 正之	株式会社淀川製鋼所
	佐藤 啓	通商産業省産業政策局消費経済課消費者用製品指導室
	塩谷 健三	財団法人日用金属製品検査センター
	竹下 昇	エムケー精工株式会社
	田中 映男	通商産業省生活産業局日用品課
	田中 芳雄	製品安全協会
	坪井 正剛	株式会社マッキンリー
	鶴岡 保	株式会社西友
	富田 映子	消費科学連合会
	西田 隆治	タイガー魔法瓶株式会社
	本多 憲博	株式会社富士製作所
	松川 安夫	株式会社イトーヨーカドー
	松本 達洋	積水化学工業株式会社
	山下 陽枝	全国地域婦人団体連絡協議会
(事務局)	製品安全協会	
	〒106 東京都港区六本木 3-17-7 電話 03-3582-6231(代)	

レンジ台付収納庫の認定基準及び基準確認方法

1. 基準の目的

この基準は、レンジ台付収納庫の安全性品質及び使用者が誤った使用をしないための必要事項を定め、一般消費者の身体に対する危害防止及び生命の安全を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

この基準は、一般家庭の台所等で主として台所用品等の収納に使用される主要材料が金属製のレンジ台(注1)付収納庫(以下「収納庫」という)について適用する。

(注1) ここでいうレンジ台とは、一般家庭で使用される電子レンジを載せて使用するための台のことをいう。

備考:この基準の中で{トを付けて示してある単位及び数値は、従来単位によるものであって、規格値である。

3. 安全性品質

収納庫の安全性品質は、次のとおりとする。

項目	基準	基準確認方法
1. 外観及び構造	<p>1. 収納庫の外観及び構造は次のとおりとする。</p> <p>(1) 仕上げは良好で、組立時及び使用時に身体に傷害を与えるようなばり、まくれ、突起部、鋭い角部等がないこと。</p> <p>(2) 各部の接合及び組立ては確実であり、また、座りは良好で、本体には使用上支障のあるがたつき等がないこと。</p> <p>(3) 扉、引出し、スライド式テーブル等の可動部分は、開閉及び出し入れが円滑、かつ、確実に行えること。なお、スライド式テーブルは、本体から容易に脱落しないこと。</p>	

項目	基準	基準確認方法
2. 耐荷重	<p>(4) キャスタを有するものにおいては、可動防止のための措置を講じていること。</p> <p>2. レンジ台にレンジ台の表示耐荷重の○倍の荷重を加え、○時間放置したとき、扉、引出し等の開閉に支障がなく、かつ、各部に破損及び使用上支障のある変形等がないこと。</p>	

項目	基準	基準確認方法
3. 側方耐荷重	3. レンジ台側方に○の荷重を左右交互に各○回加えたとき、荷重点位置の最大変位量が○以下であり、かつ各部に破損及び使用上支障のあるゆるみ、変形がないこと。	

項目	認定基準	基準確認方法
4. 安定性	<p>4. 収納庫の安定性は、次のとおりとする。</p> <p>(1) スライド式テーブルを有するものにあつては、スライド式テーブルの表示耐荷重の倍の荷重を加えたとき転倒しないこと。</p> <p>複数のスライド式テーブルを有するものについては、すべてのスライド式テーブルについて同時に、上記と同様の荷重を加えたとき転倒しないこと。</p> <p>ただし、〇つ以上のスライド式テーブルを同時に引き出して使用することを禁止する旨が本体に表示されているものにあつては、各スライド式テーブルについて上記と同様の荷重を加えたとき転倒しないこと。</p> <p>(2) スライド式テーブルのないものにあつては、収納庫を〇の力で前方に引張ったとき、転倒しないこと</p>	

5. スライド式テーブルの強度	5. スライド式テーブルを有するものにおいては、収納庫を転倒しないように固定した状態でスライド式テーブルを引き出し、これにスライド式テーブルの表示耐荷重の○倍の荷重を○時間加えたとき、スライド式テーブル及び各部に破損及び使用上支障のある変形等がないこと。	
-----------------	---	--

項目	基準	基準確認方法
6. スライド式棚の強度	6. スライド式棚を有するものにおいては、収納庫を転倒しないように固定した状態でスライド式棚を引き出し、スライド式棚の表示耐荷重の2倍の荷重を24時間加えたとき、スライド式棚及び各部に破損及び使用上支障のある変形等がないこと。	

項目	基準	基準確認方法
7. 引出しの強度	7. 引出しを有するものにあつては、引出し内に引出しの内容量1L当たり ○、最大で○の荷重を加え、引出しを引き出した状態で○時間放置したとき、引出し及び各部に破損及び使用上支障のある変形等がないこと。	
8. 材料	8. 耐食性材料以外の金属材料は、防せい処理が施されていること。	

4. 表示及び取扱説明書

収納庫の表示及び取扱説明書は次のとおりとする。

項目	認定基準	基準確認方法
1. 表示	<p>1. 製品には、見やすい箇所に容易に消えない方法で、次の事項を表示すること。</p> <p>ただし、その製品に該当しない項目については、この限りではない。</p> <p>(1) 申請者(製造業者、輸入業者等)の名称又はその略号</p> <p>(2) 製造年月(又はその略号)又は輸入年月(又はその略号)</p> <p>(3) レンジ台、スライド式テーブル(注6)スライド式棚の耐荷重ただし、単位はkgを用いること。</p> <p>(4) スライド式テーブルを引き出した状態で手をついたり、寄りかかったりしないこと。</p>	1

	<p>(5) 使用時にキャスタのみによって収納庫の重量を負担する構造のものにあつては、可動防止装置で固定して使用すること。</p> <p>(注 6) スライド式テーブルの表示耐荷重は、安全性品質項目 4 及び 5 を同時に満足するものであること。</p>	
--	---	--

項目	認定基準	基準確認方法
2. 取扱説明書	<p>2. 製品には、次に示す趣旨の取扱い上の注意事項を明示した取扱説明書を添付すること。 なお、一般消費者が容易に理解できるよう図で明示するのが望ましい。</p> <p>(1) 取扱説明書を必ず読み、読んだあと保管すること。 ただし、以下の各項目が、製品に容易に消えない方法によって表示してあるものは、本項を省略してもよい。</p> <p>(2) 組立式のものにあつては、その組立方法及び注意</p> <p>(3) 電子レンジ台の位置。 ただし、(2) で明記してあるものについてはこの限りではない。</p> <p>(4) 使用上の注意事項</p>	

	<p>(a) 晒付けに際しては、高温になる場所、湿気の多い場所は避け、水平で平坦な場所に設置すること。</p> <p>(b) 取扱説明書で指定されている位置以外のところに電子レンジを載せないこと。</p> <p>(c) 地震時の転倒を防止するためには、別途処置を講ずること。</p> <p>(d) 収納庫の設置にあたって、コードの配線には足等が引っ掛からないように注意すること。</p> <p>(5) 製造業者、輸入業者又は販売業者等の名称、住所及び電話番号。</p>	
--	--	--